

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和7年 4月 1日 至 令和8年 3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 いそべ整形外科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 山口県宇部市松山町1丁目8番23号
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成 2年12月 1日
- (4) 設立登記年月日 平成 2年12月25日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人社団 いそべ整形外科医院	3510212792/	山口県宇部市松山町1丁目 8番23号	な し

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7年 5月20日 令和 6年度決算の決定

令和 8年 3月16日 令和 8年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 いそべ整形外科医院
所在地 山口県宇部市松山町 1 丁目 8 番 2 3 号 /

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額 119,077 千円 /
2. 負 債 額 3,630 千円 /
3. 純 資 産 額 115,447 千円 /

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	82,755
B 固 定 資 産	36,322
C 資 産 合 計 (A + B)	119,077
D 負 債 合 計	3,630
E 純 資 産 (C - D)	115,447

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人社団 いそべ整形外科医院
所在地 山口県宇部市松山町1丁目8番23号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	82,755	I 流 動 負 債	3,630
II 固 定 資 産	36,322	II 固 定 負 債	
1 有 形 固 定 資 産	36,064	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	244	負 債 合 計	3,630
3 そ の 他 の 資 産	14	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 出 資 金	9,000
		II 積 立 金	106,447
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	115,447
資 産 合 計	119,077	負 債 ・ 純 資 産 合 計	119,077

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4－2

法人名 医療法人社団 いそべ整形外科医院

※医療法人整理番号

所在地 山口県宇部市松山町1丁目8番23号

損 益 計 算 書
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	66,770
2 事業費用	75,353
本来業務事業損失 /	8,583
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	8,583
II 事業外収益	1,923
III 事業外費用	
経常損失	6,660
IV 特別利益	60
V 特別損失	66
税引前当期純損失	6,666
法人税等	
当期純損失	6,666

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 いそべ整形外科医院

理事長 磯部 輝雄 殿

私（注1）は、医療法人社団 いそべ整形外科医院の令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年5月19日

医療法人社団 いそべ整形外科医院

監事 西村 俊枝

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第2項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第3条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。